

**松戸市都市公園整備活用推進委員会資料
(第12回)**

令和3年3月29日

松戸市街づくり部公園緑地課

目次

- 資料1 ワーキンググループの運営(案)
- 資料2 今後のスケジュール(案)
- 資料3 21世紀の森と広場パークマネジメントプランの
構成案
- 資料4 マーケットサウンディング調査実施要領(案)
- 資料5 諮問書(写)
- 資料6 追加の諮問事項について

ワーキンググループの運営(案)

○ワーキンググループの運営(案)

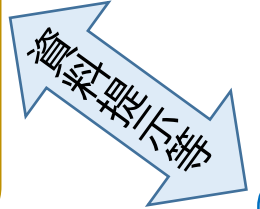
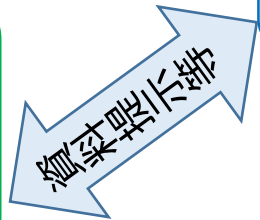
委員会

- ・ 全体的な審議の方向性、検討方針を決定する
- ・ ワーキンググループでの検討内容を全委員で共有する



ワーキンググループ

- ・ 座長：田代委員長
- ・ 諮問事項に関する審議・検討の中心
- ・ パークマネジメント戦略検討部会を中心とする
- ・ 各回の検討テーマを全委員に共有し、出席を希望する委員は誰でも参加できることとする



事務局

- ・ 会議運営
- ・ 日程調整
- ・ 資料作成

今後のスケジュール(案)

21 世紀の森と広場
パークマネジメントプラン
構成(案)

第1章 パークマネジメントプラン策定の背景と目的

1-1 はじめに

1) 新たな公園づくり

本市では、市域の中心にある千駄堀地域を、最大かつ重要な緑のオープンスペースとして位置づけ、21世紀の都市生活におけるオアシスとして「21世紀の森と広場」を整備しています。高度経済成長期以降の人口急増期に構想・建設が始まり、平成5年（1993年）4月の開園以降、自然尊重型都市公園として「千駄堀の自然を守り育てる」というコンセプトのもとに四半世紀以上にわたって管理・運営がなされ、現在の姿が実現しています。

この間、本市は人口50万人が間近に迫る大都市に発展し、「21世紀の森と広場」は人々のライフスタイルに深く溶け込み、地域の財産として、市民生活の糧となっています。しかし、一般的に公園に求められる役割は、昭和から平成、令和に至る社会・経済状況の中で大きく変化し、現在では持続可能な社会の実現と連動するライフスタイルの創造が希求されています。そのための根幹的役割を果たす公園は、公園だけの機能・効果を発揮するのみならず、その周辺を含む広範な地域に対する波及効果も包含した、新たな公園づくりの施策が求められています。



図1 モリヒロフェスタの様子

2) ネガティブインパクトとポジティブインパクト

同時に公園の管理行政を取り巻く状況も大きく変化しています。自治体の恒常的な財政状況の悪化に伴う個別事業の財政改革、公共事業抑制、公園への財政支出の抑制が行われており、これは整備及び管理運営の両面において顕在化し、特に管理費の削減という深刻な事態に直面しています。このことが公園の持つ潜在的な価値の低下を招き、市民に対して公園の価値を還元できない状況が生まれています。これらは、ネガティブインパクト（マイナス面の影響など）としてとらえることができます。

また、社会基盤（資本）の一つと位置付けられている公園そのものの存続にかかわる事柄として、地球温暖化に伴う地域レベルの環境問題や市民のライフスタイルの進化に伴って発生する公園の施設や環境に対する対処の内容が大きく様変わりしています。都市生活に欠かせない緑の空間インフラとして、あるいはレクリエーションの場として果たしてきた土地や自然の機能や形態の有り様に対する市民意識や要求がドラスティック（抜本的）に変わろうとしています。緑の空間インフラとしては環境の質に直接関わる生物多様性の保全や維持、レクリエーションの場としては新しい様式の高度なライフスタイルの実現に大きく関わる様々な公園施設（サービス）の機能や質的水準の向上が強く求められています。

それと並行して、少子・高齢化、多様な民族の集住、様々なニーズを有する人による利用機会の増大などに伴い、従来健常者や成人を中心に考えられていた利用の在り方が大きく変わろうとしています。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてニューノーマルという考え方も定着しつつあります。これらの事柄も、ネガティブインパクトとして考えてしまうことも多いようですが、実は公園にとってのポジティブインパクト（プラス面の影響など）ととらえ直すことで、新たな発想の転換が生じるはずです。

例えば、ライフスタイルの変化に応じて公園の利用や存在機能の考え方も大きく変わってきており、周辺地域との関係も大きく変わってきています。公園行政が公園から地域へと対象範囲を広げ、地域と公園が一体となって公園の価値を還元する新たな行政施策が必要になっているのです。「21世紀の森と広場」においても、自然を基盤としたレクリエーション空間としての素晴らしい価値を松戸の都市全体に還元することが必要となっており、管理運営方法の進化による新しいニーズへの対応が迫られています。

3) パークマネジメントという概念の導入

そのためには新たな投資が不可欠ですが、先に触れたような長期的財政緊迫の状況下では行政だけに管理システムの向上や財源的支出拡大を委ねることはできません。そこで、新しい発想としてパークマネジメントという概念を導入してパークマネジメントプランを用意し、公民連携システムの構築により知恵とファンドを共有し、効率的、先進的な運用を図ることが必要なのです。つまり、ネガティブインパクトをポジティブインパクトに転換して新たなマネジメントシステムを構築することがその根幹であります。

第2章 パークマネジメント及びプランの基本的考え方

2-1 パークマネジメントとは

これまでの公園は、設置者・管理者である行政機関が、規則に基づいて維持・管理を行ってきました。行政改革の流れの中で、長期的な財政緊縮という状況下において効率的かつ新しいニーズに応えられる方法と仕組みが模索されてきました。パークマネジメントとは、公園の持つ価値と魅力を高めるために行う新しい管理・運営の仕組みの総体です。

本市が考えるパークマネジメントとは、市民、民間実務者（高度な専門知識・技術を持つ）、公園関係専門家（活動家）、行政機関など、多様な主体がそれぞれの立場を尊重し、持てる能力を融合して管理・運営組織を構成し、多面的かつ柔軟性のある管理・運営業務を行い、公園と地域の魅力を向上させ、新しいライフスタイルの発信に資する施策を実践する仕組みのことです。

多様な主体のみんなが、それぞれの得意分野を最大限活かし、互いの能力を融合し、成果を共有できるような形で参画、行動することで、パークマネジメントの事業が効果的に運営され、発展的に継続し、次世代へとつながっていくことが期待されます。

こうした多様な主体の連携によるパークマネジメントの実践によって、公園と地域が一体となって生活基盤を向上させ、新しいライフスタイルの創造に寄与し、市民のシビックプライド(誇り)を高めるための重要な役割を担うものです。

2-2 パークマネジメントプランとは

パークマネジメントを実践するためには、従来の公物管理の発想、仕組み、手法から脱却し、公民連携実務を基盤に据えて、多様な主体が責任をもって、実効性を高める新しい融合組織を構築が必要です。この融合組織を稼働させるため、その理念と指針を示した業務上の具体的な行動規範が、「パークマネジメントプラン」です。

以上のことを踏まえて、パークマネジメントプランを「21世紀の森と広場」の管理運営の基本方針として位置づけます。その管理運営の基本方針の骨格は、次の事柄によって示されます。

- 多様な主体によって、その内容が共有されること
- 管理目標・水準・手法・費用は、公開・共有されること
- みんなが新しい運営組織を創出し、創造性豊かな実務が展開されること

2-3 パークマネジメントプランの位置づけ

新規

「21世紀の森と広場」パークマネジメントプランは、総合計画における「まち・ひと・しごと創生によるまちづくり方針」を受けて、都市計画マスタープラン（改訂版）において展開されていますが、そこでは、水・みどりの多彩な資源として、「21世紀の森と広場」を規定しています。

松戸市緑の基本計画では、都市の緑づくり-緑の舞台をつくる-において、「21世紀の森と広場」は市を代表する緑のシンボルの一つとして位置づけられており、整備・活用を図るものとして位置づけられています。なお、この計画においては、「市民とともにパークマネジメントプランづくりを図る」ことが定められています。

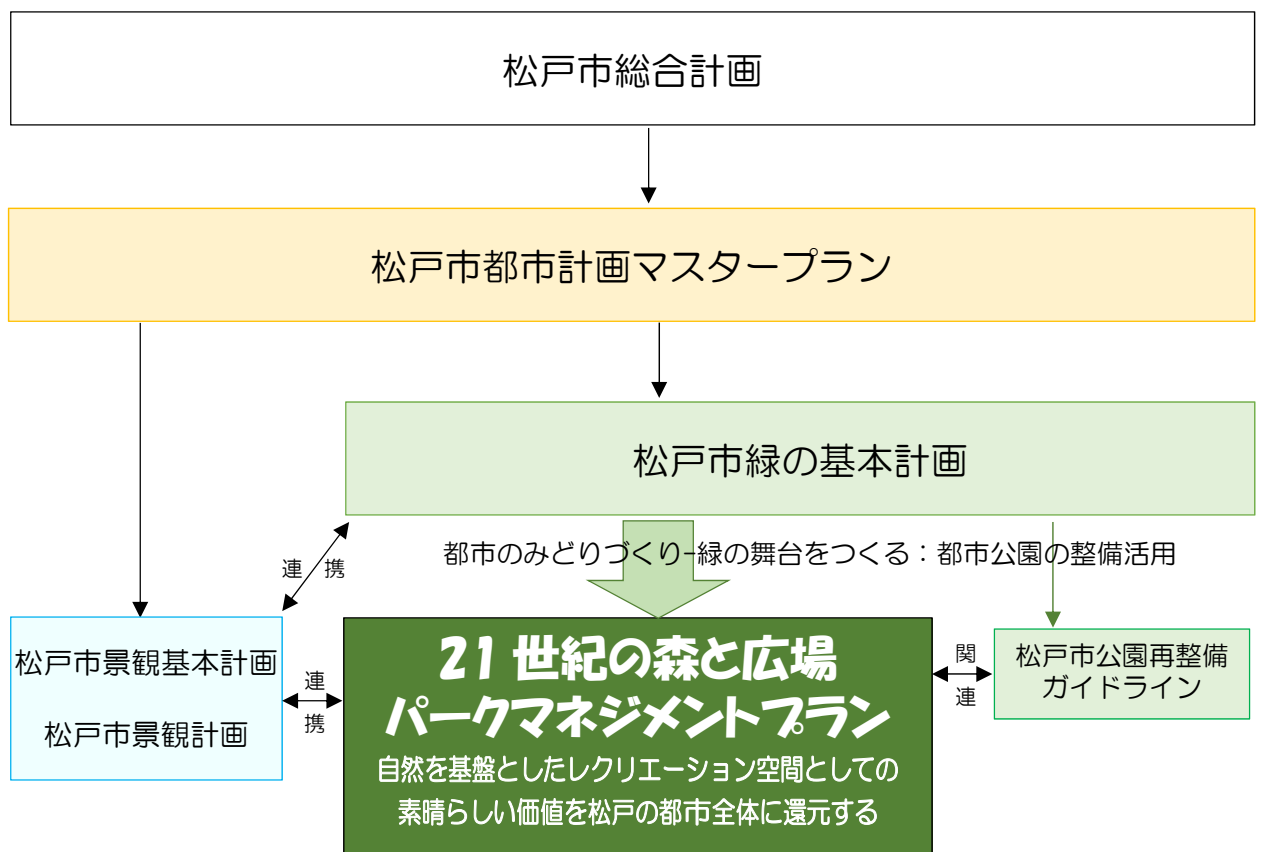


図2 パークマネジメントプランの位置づけ

第3章 「21世紀の森と広場」の現状と諸課題の検証

3-1 「21世紀の森と広場」の現状と課題

「21世紀の森と広場」は、市域の中央部（千駄堀 269）に位置し、平成5年（1993年）4月の開園以降、自然尊重型の都市公園として、市が整備し公園施設を管理・運営しています。



図3 「21世紀の森と広場」の位置

1) 周辺地域の現状

- 「21世紀の森と広場」は、人口約50万人都市の都市基幹施設となります。
- 本市は住みやすさの評価が高く、共働き子育てしやすい街ランキング2020総合編1位（日経DUAL2020年）となりました。
- この評価は、共働きをする際に必須となる施設と補助のほか、コロナ下での子育て世帯への支援として、保育園入園を希望する人がどの程度入園できるかといった保育園周りの整備状況、子育て世帯に向けた補助・サービス、学童保育の整備状況、保育の質を保つ取り組み、コロナ下での子育て世帯への支援などを対象としています。

順序変更

1 松戸市 (千葉県) 74点	
葛飾区 (東京都) 72点	豊島区 (東京都) 72点
4位 大分市 (大分県) 71点	16位 宇都宮市 (栃木県) 65点
4位 新宿区 (東京都) 71点	17位 大津市 (滋賀県) 64点
4位 福生市 (東京都) 71点	17位 北区 (東京都) 64点
7位 板橋区 (東京都) 70点	17位 神戸市 (兵庫県) 64点
7位 大和市 (神奈川県) 70点	20位 大田区 (東京都) 63点
9位 青梅市 (東京都) 69点	20位 渋谷区 (東京都) 63点
9位 北九州市 (福岡県) 69点	20位 羽村市 (東京都) 63点
11位 堺市 (大阪府) 67点	23位 品川区 (東京都) 62点
11位 練馬区 (東京都) 67点	24位 杉並区 (東京都) 61点
13位 足立区 (東京都) 66点	24位 千代田区 (東京都) 61点
13位 厚木市 (神奈川県) 66点	24位 松阪市 (三重県) 61点
13位 柏市 (千葉県) 66点	24位 四日市市 (三重県) 61点

- 周辺地域は、住宅市街地としてのポテンシャルが高い状況にあり、樹林地と畑が多く残存し、小中学校が複数あるほか、競合するレクリエーション施設が多数あり、総合医療センターが立地しています。

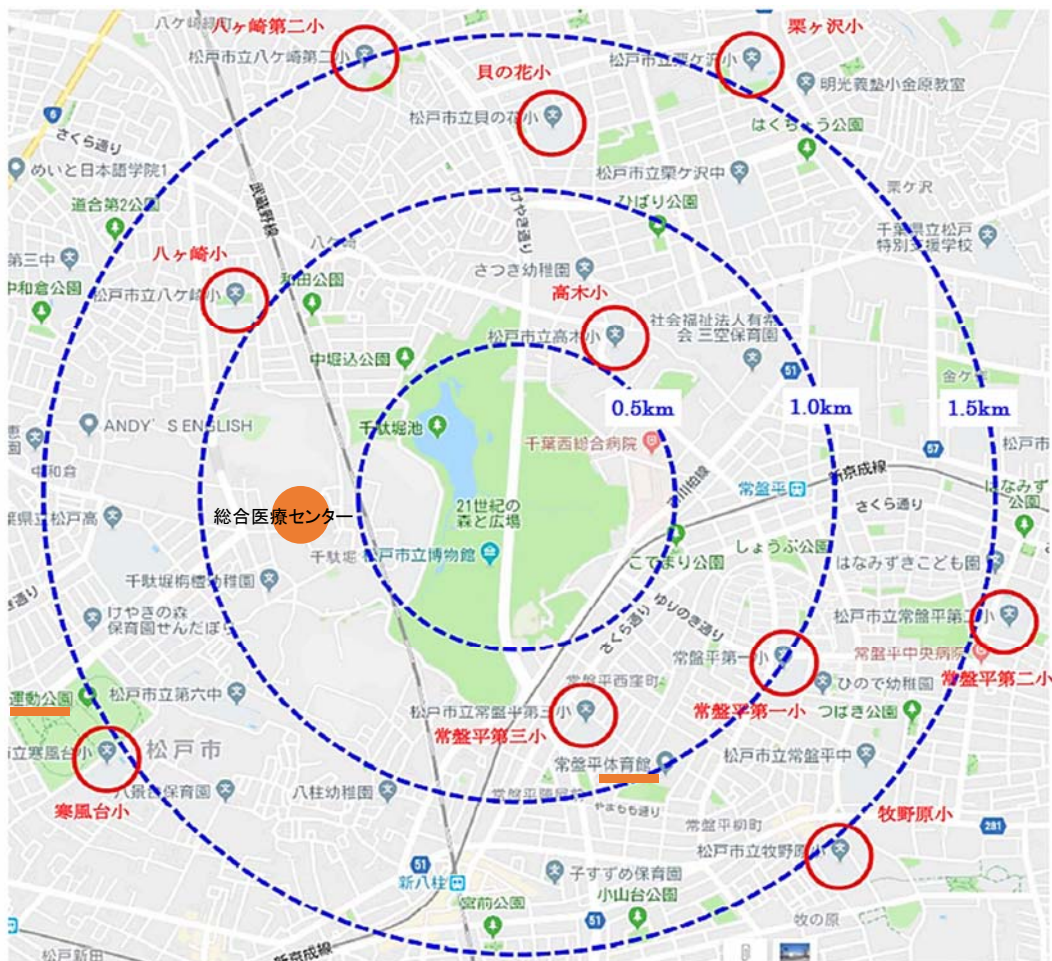


図4 周辺地域の公共施設等の位置

- 「21 世紀の森と広場」に隣接して、市営文化施設（森のホール 21、市立博物館）や、県立西部図書館が立地しています。
- 「21 世紀の森と広場」の区域内に、都市計画道路が計画決定されています。（長期未着手状況）

2) 「21 世紀の森と広場」の現状

編集

図5に「21 世紀の森と広場」の主要な公園施設の位置をします。

主要な公園施設は、…

中心となる広場（水とこかげの広場、光と風の広場、つどいの広場）

自然生態園（自然観察舎、千駄堀池、野草園）

公園管理事務所（パークセンター、カフェテラス）

各種便益施設（里の茶屋、アウトドアセンター、木もれ陽の森）

復元竪穴式住居（縄文の森、森の工芸館）

…があり、各施設をつなぐ園路と駐車場により構成されています。

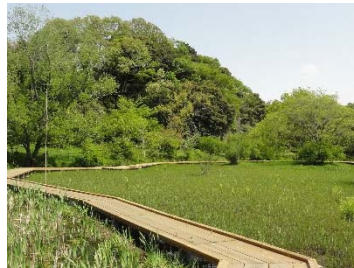


図5 「21世紀の森と広場」の施設位置

■中心となる広場



■自然生態園



自然生態園



野草園



自然観察舎

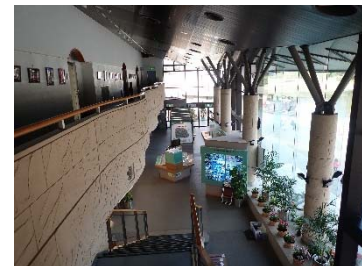
■公園管理事務所



パークセンター



室内空間



室内空間

■各種施設



カフェテラス



里の茶屋



自然観察舎

■復元竪穴住居



復元竪穴住居



森の工芸館



園路

3) 全般的な管理・運営に関する課題

これまでは自然尊重型の都市公園として、市のパークセンターが整備して建物等を管理・運営していましたが、次のような課題が指摘されています。

- ・ゾーンごとにみどりに関する保全と活用の方針を設定しているが、管理・運営方針と連携していない
- ・年間約60万人が来園しているが広域からの来園が少ない
- ・イベントを多数実施しているがイベント以外での滞在時間が短い
- ・ペットを連れての入園や夜間利用が制限されている
- ・広域避難所に指定されており、緊急時にヘリコプターの離発着が可能とされているが周知されていない
- ・園内に市の施設である「森のホール21」「市立博物館」が立地しているが、これら施設と管理者が異なるため有機的な連携がなされていない



森のホール21



松戸市立博物館



博物館キャラクター

4) 個別施設の管理・運営に関する課題

園内公園施設の老朽化及び機能低下が生じており、次のような早急な改良・改善が必要とされています。

- ・カフェテラスや里の茶屋など飲食施設が稼働しているが、利用効率の面で改善が必要とされている
- ・バーベキュー場の利用が多いが公園内の他のイベントとの連携がなされていない
- ・園路やトイレなどの老朽化が著しい
- ・トイレなどの便益施設を含めバリアフリーへの対応が不十分で、抜本的改善が必要である



バーベキューサイト



通路の老朽化状況



トイレの老朽化状況

5) 自然環境を尊重することに関する課題

自然特性は把握できているものの、より詳細なモニタリング調査が不足しており、戦略的な保全計画が確立されていません。

- 地域固有の里山の環境が存在しており、保全の為に一部区域を立入禁止措置を講じているため、生き物の生息空間の保全は効果を発揮しているが、戦略的な保全計画が確立されていない
- 池に多種の野鳥が飛来し、様々なトンボ類や水生昆虫など多くの種がみられ、湧水付近でホタルの生息が確認されるなど、生物多様性の保全に寄与しているが、長期的な生息空間保全の計画が確立されていない
- 樹林地で林床性のラン科植物など、貴重な植物や在来種が確認されており、重要種・在来種も確認できているが、外来種が増加傾向にある。



キンラン



ゲンジボタル



ニホンアカガエル

6) 経営的視点で見た管理・運営状況

公園の施設拡充・改善等のための投資的経費は、市財政の影響もあり縮小の一途で、公園全体として、経営主体としての民間事業者との連携も含めた、新たなシステムへの移行を必要としています。

- 市が直接管理（人工公物管理）しているため、運営の柔軟性が低いといわれている
- 公園情報は、市のホームページ・広報紙・SNSなどを活用しているが、発信する力は弱い
- 隣接する市営の文化施設との利用連携は、脆弱である
- 駐車場等に関して、借地料の設定との関係が考慮されておらず改善が必要である
- 維持管理に関わる情報の伝達が、不十分な状況にあり、広範な共有が必要である



21世紀の森と広場のHP



- | | |
|---|---|
| A | 21世紀の森と広場 西駐車場
駐車場
千駄堀 1 4 9 ・ 047-385-7171 |
| B | 21世紀の森と広場北駐車場
駐車場・21世紀の森と広場
千駄堀 Unnamed Road ・ 047-345-8900 |
| C | 21世紀の森と広場東第2駐車場
駐車場・21世紀の森と広場
千駄堀 6 5 1-1 ・ 047-385-7171 |

駐車場位置

3-2 「21 世紀の森と広場」の利用者評価と課題

新規

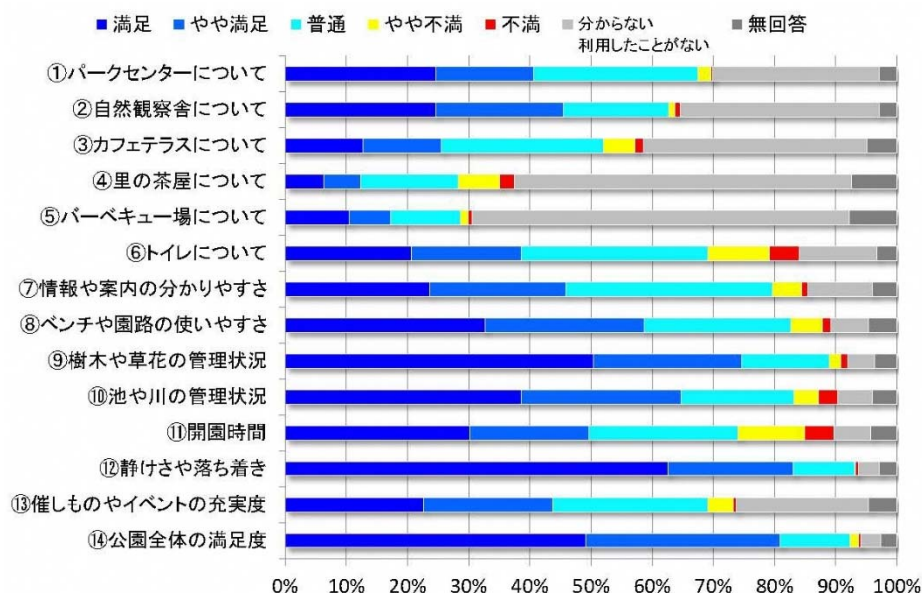
1) 利用者アンケート調査の概要

- ・利用者アンケート調査は、令和元年（2019年）10月2日～3日、10月19日、11月9日に、「21世紀の森と広場」を来園した方を対象に、出口調査と園内巡回調査を実施しました。
- ・来園者の延べ1,299人に調査を依頼し、回答が得られたのは576件（回答率44.3%）でした。

編集

2) 調査の結果からみる「21 世紀の森と広場」の評価

- ・「21世紀の森と広場」の全体満足度は、満足・やや満足が8割以上を占めるなど、満足度は高い調査結果となりました。



- ・自然を楽しむ目的で、来園される方が多くを占めました。
- ・徒歩での来園される方（公園周辺地域からの来園）が、多くを占めました。
- ・平日の来園者は60歳以上の方が多く、その目的は散歩や自然を楽しむ方が多くを占めました。
- ・休日は30～40歳代の方の来園が増加し、子どもを遊ばせる方が増加（休日は家族連れが増加）しています。

3) 調査の結果からみる「21 世紀の森と広場」の課題

- ・里の茶屋・トイレの改善の必要性を、多くの方が求められています。
- ・飲食施設としておしゃれなカフェやコンビニが、求められています。
- ・パークセンターや自然観察舎では、公園の自然の特性を生かした運営が求められています。
- ・イベント等の情報を、わかりやすく発信する必要があります。
- ・ペットの入園について、前向きな意見と慎重な意見がありました。

第4章 「21世紀の森と広場」の将来像

4-1 「21世紀の森と広場」のゾーニング

編集

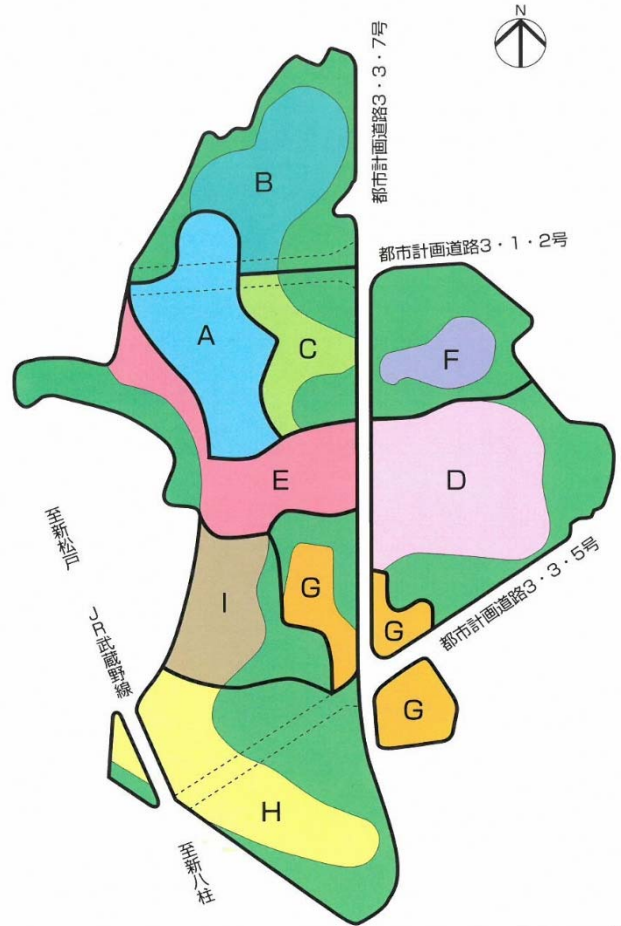
1) 「21世紀の森と広場」のゾーニング

「21世紀の森と広場」は、大きく自然・レクリエーション・文化に、ゾーニング大区分しています。

さらに、各ゾーンを詳細にゾーニング小区分し、その特徴を生かした施設配置の原則と、配置される個別施設を明確にしています。

ゾーニング小区分は 8 つに細分化され、これが管理・運営の空間区分として位置づけています。

- ・自然ゾーン
 - A 水ゾーン
 - B 自然生態ゾーン
 - C 自然観察ゾーン
- ・レクリエーション
 - D 広場ゾーン
 - E 水辺ゾーン
 - F 野外活動ゾーン
- ・文化
 - G 文化施設ゾーン
 - H 催し物ゾーン
 - I 里のゾーン



テーマ(大ゾーン)	小ゾーン(名称)		内 容	主 な 施 設
	位置			
自 然	A	水ゾーン (池)	人間と水とのふれあい空間としての機能を付与しています	池、中の島、放流塔
	B	自然生態ゾーン (いきものたちの谷津)	生きものたちの生息空間として、保全、保護する又、観察できる機能を付与しています	自然観察舎、湿地観察園
	C	自然観察ゾーン (四季の山野辺)	自然観察のセルフガイドの場としての機能を付与しています	野草園、樹林散策路、ながれ
レ ク リ エ ー シ ョ ン	D	広場ゾーン (光と風の広場)	開放的な空間と避難広場としての機能を付与しています	芝生広場、湧水池、せせらぎ
	E	水辺ゾーン (水とこかけの広場)	市民のふれあいの場としての機能を付与しています	池の広場、河原、パークセンター、カフェテラス
	F	野外活動ゾーン (木もれ陽の森)	野外活動の場としての機能を付与しています	デイキャンプ場、研修センター等
文 化	G	文化施設ゾーン (縄文の森、中央口周辺)	屋内文化活動の場としての機能を付与しています	森の工芸館、博物館、森のホール21
	H	催し物ゾーン (つどいの広場)	野外文化活動の場としての機能を付与しています	芝生広場
	I	里のゾーン (みどりの里)	農村伝統文化、農村景観等、里のイメージを持たせています	水田、畑、せせらぎ、茶店
既存樹林		いのち(生命の森)	21世紀の森と広場の「命」である「みどり」を守り育てていきます	既存樹林、散策路

4-2 「21世紀の森と広場」の将来像の想定

「21世紀の森と広場」の現状等を踏まえ、社会情勢や本公園へのニーズに基づき、パークマネジメントプランによって実現される「21世紀の森と広場」の今後のあるべき将来像を、以下の6項目別に想定しています。

1) 自然環境の価値を順守します

「21世紀の森と広場」を造る目的でもあった自然環境は、構想が始まった頃から数えて40年以上を経て大きく成長しております。これからも都市部に残る貴重なみどりとして、市民が誇るみんなの財産として守り育てていきます。

イメージイラスト

2) ライフスタイルに適合します

大きく変化する社会的な背景や環境の推移を見極め、ライフスタイルの進歩・向上と連動するように、「21世紀の森と広場」の機能を拡充します。

イメージイラスト

3) 豊かな暮らしと連動します

人々の暮らしの一部として、「21世紀の森と広場」が果たすべき役割をみんなが実感できる様にします。

イメージイラスト

4) 地域との連携を強化します

地域との連携を深め、「21世紀の森と広場」の価値を地域に還元します。人々の暮らしの場として、子育てや健康づくりや安全・安心の確保といった機能と、「21世紀の森と広場」を連携します。

イメージイラスト

5) 実効性・持続性の高いシステムを構築します

多様な主体が互いの立場を尊重して緩やかに結びつき、それぞれの得意分野で活躍できるような、実効性、持続性の高い新たなマネジメントシステムを構築します。

イメージイラスト

6) 相乗効果を創出します

新しいマネジメントシステムの実践により、「21世紀の森と広場」と地域とがそれぞれの価値と魅力を高めあう相乗効果を生じさせます。この効果は市域全体に波及し、市民はみどりと暮らせる豊かさを実感できる様にします。

第5章 パークマネジメントプランの内容

5-1 パークマネジメントプランの取組の柱

編集

「21世紀の森と広場」と地域を取り巻く社会情勢を反映し、「21世紀の森と広場」の価値の増幅と魅力向上という観点から、以下の3つの取組の柱を設定しました。

「21世紀の森と広場」の魅力を高めます

- 1) 自然環境を守り育てます
- 2) 魅力的な空間を創出します
- 3) 長時間快適に過ごせる公園を創出します
- 4) パークマネジメント情報を充実し効率的に発信します

多様な機能で地域の魅力を高めます

- 1) 自然環境を保全し利活用します
- 2) 地域活動の場を形成します
- 3) 農的地域資源を利活用します
- 4) ヘルシーパークを構築します
- 5) 学習機械や交流機会を創造します
- 6) 生命と財産を保全するレジリエントな機能を構築します

新しいマネジメントシステムを構築し実践します

- 1) 従来のマネジメントシステムを見直し改善します
- 2) 多様な主体が協働できる組織や体制を構築します
- 3) 新しいマネジメントシステムを実践します

5-2 「21世紀の森と広場」の魅力を高めます

1) 自然環境を守り育てます

これまで守り育ててきた自然環境ベースとして、さらなる保全・活用と生物多様性を向上させます。

- 地域固有の自然環境や貴重な動植物及び生態系を保全
- 生物多様性を向上
- 次世代育成・環境教育を普及啓発



自然観察舎の設備



自然観察舎での野鳥観察



千駄堀池での野鳥観察

2) 魅力的な空間を創出します

誰もがワクワクする魅力的な空間を創出します。

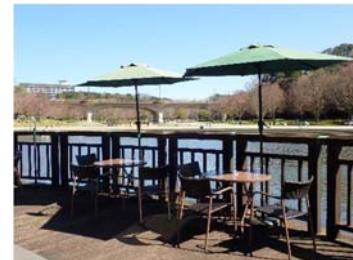
- 自然を活かした創造的なあそびの場と仕組みを創出
- みどりや花を活かした景観を創出



新たな遊び空間
「あそびのすみか」



「あそびのすみか」(整備状況)



千駄堀池テラス



千駄堀池沿桜



つどいの広場の藤棚



みどりの里の花壇

3) 長時間快適に過ごせる公園を創出します

老朽化した施設の改修に伴うユニバーサルデザインや、インクルーシブデザインの導入と、ニーズに合わせた施設のサービス水準を向上させます。

- 様々な利用主体のニーズに対応
- 園内での利用時間を最大化
- 安全・快適に利用出来る様に改善
- 老朽化した施設の改良・改善
- ペットと一緒に楽しめる空間を新設



障がい者用トイレの整備状況



障がい者用トイレの表示



おむつ交換台の設置状況

4) パークマネジメント情報を充実し効率的に発信します

誰にでも分かりやすく効果的に情報を提供します。

- 新たな利用者を発掘
- デジタル化時代に即応し情報を提供
- 情報ソースの多様化・伝達効率増大に対応



松戸市 HP 施設ガイド画面



公園 代表的な公園の画面

5-3 多様な機能で地域の魅力を高めます

1) 自然環境を保全し利活用します

「21 世紀の森と広場」固有の動植物や生態系を保全します。

- 自然資源の利活用
- 環境保全活動団体や専門家等の活動と連携



自然資源資源の保全



自然資源の利活用



環境活動団体との連携

2) 地域活動の場を形成します

多世代共創、多文化共生による地域づくりと、敏感かつ柔軟に連携する機能を十分に発揮できる市民交流拠点形成します。

- コミュニティ活動の活性化を支援
- 子育て世帯の交流の場を形成
- 隣接地域施設や店舗と連携



花壇でのコミュニティ活動



店舗との連携



イベントでの店舗等との連携

3) 農的地域資源を利活用します

「21 世紀の森と広場」における農体験を実践します。

- 農業従事者と連携
- 地産農産物を導入



農業従事者と連携するイベント 餅つき・田植え・農作業

4) ヘルシーパークを構築します

「21 世紀の森と広場」における健康増進効果を推奨します。

- 医療施設や福祉施設と連携した健康づくりの支援



医療施設や福祉施設と連携した健康づくりのイメージ

5) 学習機会や交流機会を創造します

「21 世紀の森と広場」に生涯学習の場や活動の場を創出します。

- 教育委員会やボーイスカウト団体と連携
- 小中学校、博物館、森のホール 21 等の教育文化施設と連携
- 関係するアクティビティの人材を育成



生涯学習の場や活動の場の状況

6) 生命と財産を保全するレジリエントな機能を構築します

防災機能を中心とし、様々な社会機能の持続性を実現するレジリエントな環境施設を確立します。

- 防災拠点として公園機能を強化
- 災害応急体制を確立
- 防災力を高めるため地域と一体的に連携
- 業務継続計画の策定



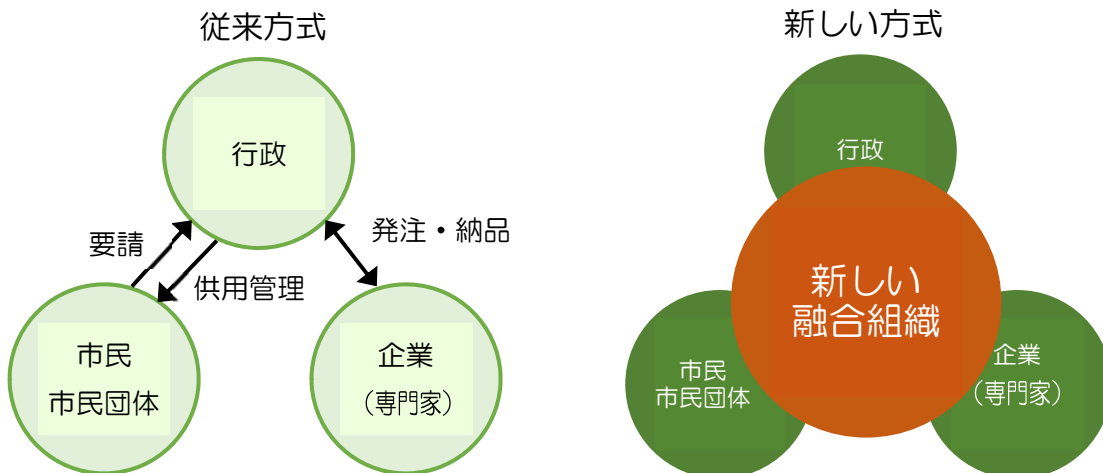
21 世紀の森と広場を用いた防災訓練のイメージ

5-4 新しいマネジメントシステムを構築し実践します

1) 従来のマネジメントシステムを見直し改善します

従来方式の行政主導管理から、新しい方式へ転換します。

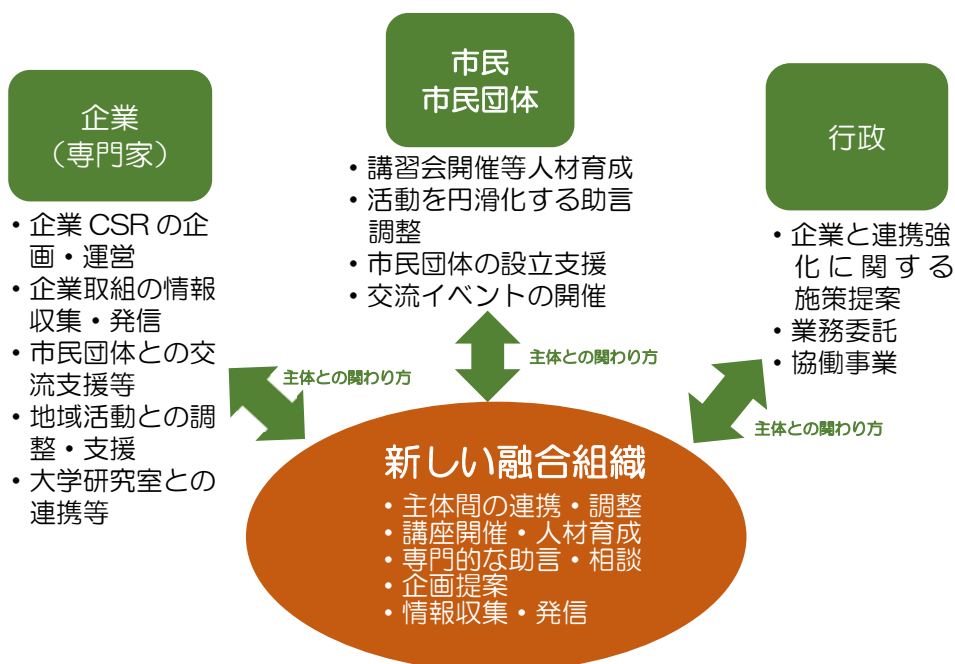
- 多様な主体のみんなが連携する仕組みを構築
- 全体を総括する新しい融合組織の役割を明確化



2) 多様な主体が協働できる組織や体制を構築します

民間企業のノウハウや資金の導入など、実効性のある公民連携体制を確立します。

- マネジメントの核となる組織を設置し運営する人材を育成
- マネジメントの一部を担う職種を創設し役割を明確化し人材を育成
- プライドが持てる様な新たな役割とネーミングを導入
- マネジメント内容（計画内容・進め方・役割等）に関する合意形成



3) 新しいマネジメントシステムを実践します

新しい融合組織のルール（運用規則、財源確保、実行体制）を明文化します。

- マーケティング手法を導入し施設改善や規制緩和など利用面で多様化
- PDCA手法を改良し情報共有と評価・改善システムを構築

4) 新しい融合組織により公園を維持・運営します

新しい融合組織にて、「21世紀の森と広場」の維持・運営方法を協議・決定します。

- 特色ある「21世紀の森と広場」の実現に向けて柔軟に発想で協議・決定
- 維持管理基準を明確とし効率的な維持管理を目指す

【参考事例：東松戸ゆいの花公園利用促進協議会】

公園内で活動しているボランティア団体、公園内でのコンサートを運営している実行委員会、地元の2つの町会、(公財)松戸みどりと花の基金、松戸市公園緑地課の6団体で構成する「東松戸ゆいの花公園利用促進協議会」を平成30年に立ち上げ、花壇の管理や各種イベントの企画、運営を行っている。



イベントの状況

【参考事例： 】

5-5 実現のための期間と目標の設定

「21世紀の森と広場」が目指す将来像の実現に向けて、期間をおおむね10年とし（2022～2032）、定期的に見直します。ここでは、パークマネジメントプランの内容・構成について、基本的方向性と枠組みを検討します。

パークマネジメントプランの期間及び、その期間にて実施する具体的な内容は、取組の柱に合わせて設定しています。実施する具体的な内容は、柔軟なものとし、関係者が協働して進化させるものと考えています。

マーケットサウンディング調査 実施要領(案)

令和3年度

21世紀の森と広場の新たな管理運営体制の導入に向けた
マーケットサウンディング調査

実 施 要 領



松戸市役所 街づくり部
公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所

1 はじめに



松戸市は、市域の中心にある千駄堀地域を松戸市の最大かつ重要な緑のオープンスペースとして位置づけ、21世紀の森と広場を整備しました。平成5年（1993年）4月の開園以降、自然尊重型都市公園として「千駄堀の自然を守り育てる」というコンセプトのもとに四半世紀以上にわたって管理・運営がなされています。

この間、公園に求められる役割は大きく変化し、公園だけの機能・効果を発揮するのみならず、その周辺を含む広範な地域に対する波及効果も包含した、新たな公園づくりの施策が求められています。そこで、新しい発想としてパークマネジメントという概念を導入してパークマネジメントプランを用意し、公民連携システムの構築により知恵とファンドを共有し、効率的、先進的な運用を図ることが必要となっています。

このような考えのもとで、21世紀の森と広場が目指す公園の将来像を検討し、その実現に向けた新たな取り組みを行うための「パークマネジメントプラン」の策定に取り組み、松戸市都市公園整備活用推進委員会でご審議頂き、令和2年11月には、「パークマネジメントプランの基本的方向性」が示されたところです。

今期の委員会では、市民や民間事業者など多様な主体が参画する新たなマネジメントシステムの構築、推進に向けて、民間事業者等とのさらなる連携を進めることが検討され、今後、民間活力の導入を積極的に進めることで、21世紀の森と広場における魅力の向上と、21世紀の森と広場を中心とした地域の魅力向上を目指しております。

つきましては、本公園が最大限活用され、地域との交流の促進や賑わいの創出につながり、経済的で効率の良い管理・運営体制に移行するために、民間事業者の皆様が有するアイデアやノウハウについて幅広く募り、効果的な民間活用の方策や、運営事業者を募集する際の公募条件の設定等の参考とするため、サウンディング調査（注）を実施します。

注：サウンディング調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者と行政の直接の対話により、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的として実施します。

(1)対象都市公園

松戸市が管理する 21 世紀の森と広場を対象 とします。

21 世紀の森と広場の詳細は「21 世紀の森と広場管基本情報」をご参照ください。

(2)調査の対象

公園の管理運営意向を有する法人または法人のグループ。

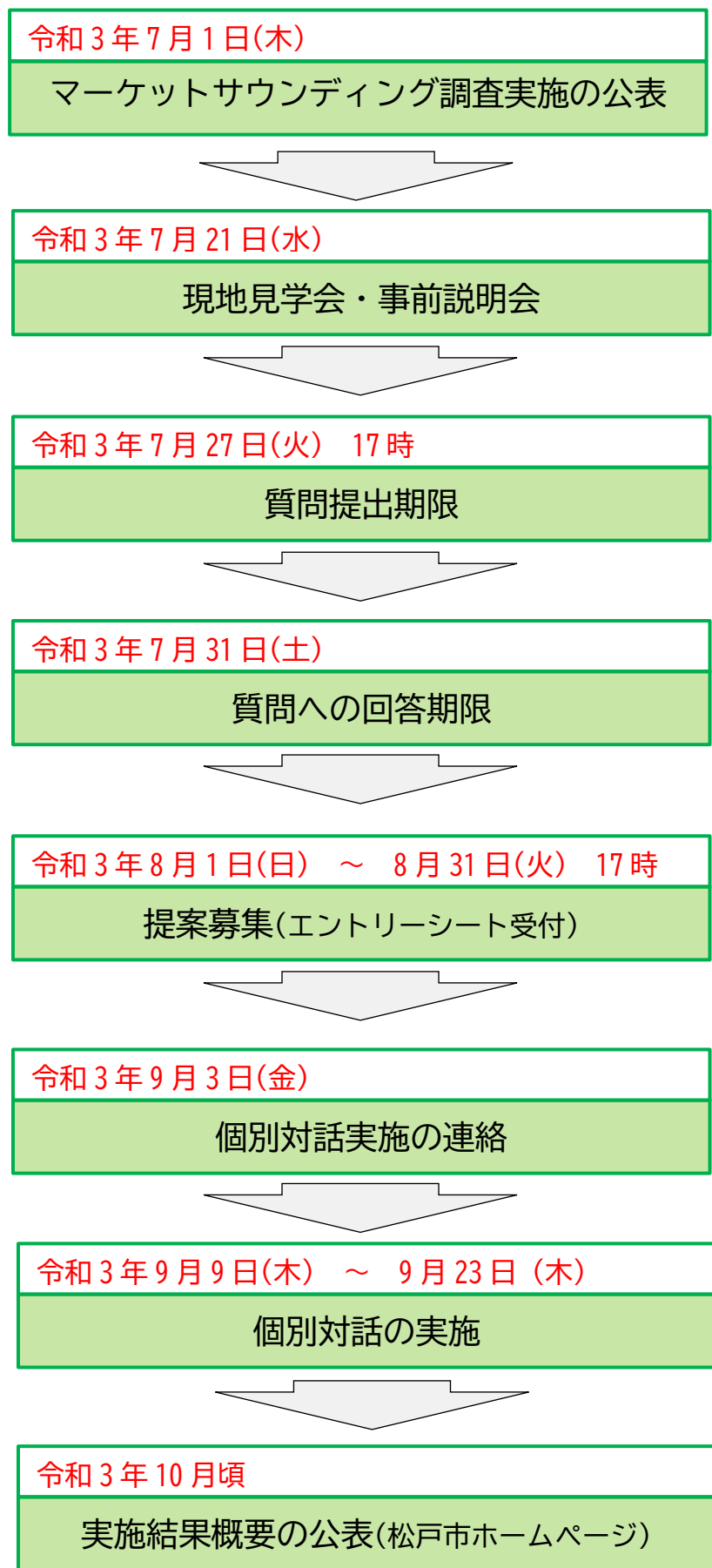
調査に参加される際は、7 留意事項(5)参加除外条件をご確認ください。

(3) 新たな管理運営体制の導入に期待すること

- ・公園のポテンシャルを活かした、多様な事業収入による維持管理費の低減
- ・活発な企画展開による、公園の賑わい創出と地域の活性化
- ・専任管理による、利用者ニーズに応じた柔軟な公園利用の実現

2 調査の進め方

本調査の進め方、スケジュールは以下のとおりです。



3 現地見学会・事前説明会



サウンディングの実施内容等について、サウンディングへの参加を希望（検討を含む）する事業者向けの現地見学会・事前説明会を実施します。希望する方は事前にお申し込みください。

なお、現地見学会・事前説明会に参加しなくてもサウンディングに参加できますが、施設に関する詳細な説明や質疑応答の時間も設けますので積極的に参加してください

(1)実施期間

日時：令和3年7月21日(水) 10:00～12:30（※14:00～16:30）

※新型コロナウイルス感染症対策として、参加申し込みの人数によっては、密を避けるために2部制（午前・午後）にします。

(2)会場

パークセンター2階多目的室2・3（日時が決定した段階でお知らせいたします。）
状況によってはWeb会議方式により実施する場合があります。

(3)内容

21世紀の森と広場に関するスライド説明、質疑応答（1時間程度）
園内施設見学（1時間30分程度）※雨天時は、実施見合わせ

(4)申込方法

電子メールにより、21世紀の森と広場管理事務所運営班
(mckouen21@city.matsudo.chiba.jp)あてにお送りください。お送りいただく際の件名は「【21世紀の森と広場サウンディング調査現地見学会・事前説明会申込】」とし、下記事項をお知らせください。電子メールをご使用になれない場合は、印刷した書類を21世紀の森と広場管理事務所運営班あてにご郵送ください。

- (ア) 法人名（グループの場合は代表1法人をお決めいただき、構成法人名をお書きください）
- (イ) 連絡先となる方の氏名及び役職
- (ウ) 連絡先となるEメールアドレス及び電話番号
- (エ) 当日参加希望人数（上限2人まで）
- (オ) 説明会で説明して欲しい事項（ある場合のみ）

(5)申込期限

日時：令和3年7月19日（月）17時まで

※期限を過ぎた申込はお断りする場合がありますのでご了承ください。

4 調査に関する質問と回答

(1)調査に関する質問

提案にあたり、質問等がありましたら、「様式1_質問書(Word ファイル)」により、**令和3年7月27日(火)17時**までにご提出ください。

ご提出は電子メールにより、21世紀の森と広場管理事務所運営班 (mckouen21@city.matsudo.chiba.jp)あてにお送りください。お送りいただく際の件名は「【21世紀の森と広場サウンディング調査質問】」としてください。電子メールがご使用になれない場合は、印刷した様式を21世紀の森と広場管理事務所運営班あてにご郵送ください。

(2)質問への回答

お送りいただいたご質問に対しては、**令和3年7月31日(土)**までに回答いたします。回答は、松戸市ホームページ内の本調査のページに掲載いたします。また、21世紀の森と広場管理事務所の窓口にて閲覧していただくことも可能です。

5 提案募集(エントリーシート受付)



本調査への参加をご希望される場合は、「様式2_エントリーシート(Word ファイル)」及び「様式3_誓約書(Word ファイル)」の他、提案書(様式任意)を下記の募集期間内にご提出ください。

(1)提案内容

提案書には、次の項目を盛り込んだ内容をご記載ください。

①管理・運営に関する基本的な考え方

本公園に適した管理・運営方法の考え方やコンセプトを提案してください。

なお、ご提案いただく内容は松戸市都市公園整備活用推進委員会より示された「21世紀の森と広場におけるパークマネジメントプランの基本的方向性」を踏まえた内容としてください。

②民間参画による事業手法・スキーム

- ・民間参画の趣旨を踏まえた、本公園の市場性や参入メリット（市にとって有益となる事項）を明示してください。
- ・指定管理者制度(PFI)や、管理許可、設置許可（設置管理許可含む）、公募設置管理制度（Park-PFI）、など、本公園が最大限活用され、地域との交流の促進や賑わいの創出につながり、かつ行政側の管理費の縮減が図れる本公園に適した仕組みについて、自由に提案してください。

※「対象とする施設・業務の範囲」「投資規模」「希望する官民の役割分担」「想定されるスケジュール・事業期間」等のスキームについて、可能な範囲でご記載ください。

③21世紀の森と広場のポテンシャルを活かした企画運営

- ・本公園を中心とする賑わいの創出（平日の日常的な取り組み、イベント、市民と連携した取り組みなど）や地域の活性化、事業収益に資する公園の企画運営等のアイデアをご提案ください。

※「コンセプト」「規模・ターゲット」「人（担い手）」「公園の使用範囲」「近隣住民や一般利用者、地域社会との連携」等の想定について、可能な範囲でご提案ください。

④新たな施設整備の有無等（ある場合のみ）

- ・（②、③の実施に伴い新たな施設整備等が必要と考える場合）スケジュール、必要経費、配置イメージ、官民の負担区分等の概略をご提案ください。

※建築物の場合は、諸室諸元（概略で結構です）も可能な範囲でご記載ください。

⑤維持管理費の縮減および市の財政負担軽減策

- ・持続的な公園管理運営や、市の財政負担軽減に資する方策（公園施設の効果的、効率的な維持管理によるコスト縮減や、③の企画展開等で想定される収益の還元等）

※導入し得る専門技術やノウハウ、年間収支想定等のほか、③で施設整備について提案された場合は、ライフサイクルコスト縮減の考え方についても、可能な範囲でお聞かせください。

⑥周辺住民等との連携や地域貢献に関する取り組み

- ・松戸市を代表する総合公園として、市全体の魅力や安全性、快適性の向上、防災拠点としての機能や市関係部門・関係機関との一体的な空間活用など、周辺住民等との相互協力や連携、地域貢献等に資する取り組み

⑦公園区域内の公共施設との一体的な管理運営の方策

- ・21世紀の森と広場と公園区域内の公共施設（博物館・森のホール21）を一体的に管理運営することの可能性や条件、対象範囲等に関する意見や提案

⑧管理・運営事業者の公募条件

- ・公募条件に付与すべき条件と、公募条件として適さない条件等について、考えを提案してください。

⑨課題（懸念事項・要望事項等）（ある場合のみ）

- ・事業実施における課題や懸念事項、市への要望事項等

※規制緩和（条例等）についても提案は可能ですが、「21世紀の森と広場管基本情報」P.●の詳細条件等を超えた提案の場合は、サウンディング時にご説明頂きます。

⑩自由提案・自由意見（ある場合のみ）

(2)募集期間

令和3年8月1日(日) ~ 令和3年8月30日(木)17時(必着)

(3)提出書類

- ・様式2_エントリーシート(Word ファイル)
- ・様式3_誓約書(Word ファイル)
- ・提案書(様式任意)

(4)提出方法

電子メールにより、21世紀の森と広場管理事務所運営班
(mckouen21@city.matsudo.chiba.jp)あてにお送りください。お送りいただく際の件名は「【都市公園サウンディング調査エントリーシート】」としてください。
なお、添付ファイルが容量(5M以上)によっては受信できない可能性があります。お手数をおかけいたしますが、ファイル転送サービスや添付ファイルを分割して送信するなどのご対応をお願いいたします。電子メールをご使用になれない場合は、印刷した様式を21世紀の森と広場管理事務所運営班あてにご郵送ください。

6 個別対話



ご提出いただいたエントリーシートの内容に基づき、個別に対話を実施します。対話の実施日時は、本市から個別に連絡し、調整させていただきます。

なお、ご提案の内容が明らかに目的に沿わない場合や、提案内容に必須項目が記載されていない場合などは個別対話を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。その場合は本市から個別に連絡いたします。

(1)実施期間

令和3年9月9日(木) ~ 9月23日(木) (各日とも10時~16時の間で調整)

※個別対話は、1社または1グループで60分程度を目安に実施する予定。

(2)会場

パークセンター2階多目的室2・3(日時が決定した段階でお知らせいたします。)

状況によってはWeb会議方式により実施する場合があります。

(3)内容

提案書に記載された内容について、ご意見、ご提案をお聞かせください。

7 留意事項



(1) 提案募集、個別対話に係る費用負担について

提案書作成及び個別対話に係る費用は、ご提案者の負担となります。

(2) 実施結果の公表について

今回のマーケットサウンディング調査の結果の概要は、松戸市ホームページ等で公表する予定です。公表する内容は、提案の有無、提案数、提案・個別対話の要旨とし、事業者・グループの名称やノウハウ等に関する内容は公表しません。

(公表のイメージ)

- ・提案者数：○者からの提案があった。
- ・提案内容：
 - ①管理・運営に関する基本的な考え方
地域で活動する市民、団体、企業などと協働し、地域との連携による持続可能な公園経営を目指すコンセプトが多く提案された。
 - ②民間参画による事業手法・スキーム
指定管理者制度○件、パークPFI制度○件、設置管理許可制度○件
 - ③21世紀の森と広場のポテンシャルを活かした企画運営
○×△・・・
 - ④新たな施設整備の有無等（ある場合のみ）
・BBQ場にグランピング施設を整備
 - ⑤維持管理費の縮減および市の財政負担軽減策
○×△・・・
 - ⑥周辺住民等との連携や地域貢献に関する取組み
○×△・・・
 - ⑦公園区域内の公共施設との一体的な管理運営の方策
駐車場等を含め、公園全体を一体管理することが望ましい
 - ⑧管理・運営事業者の公募条件
・公園における管理・運営実績や地域等との協働実績を条件として求めるべき ○件
 - ⑨課題（懸念事項・要望事項等）（ある場合のみ）
 - ⑩自由提案・自由意見

(3) 提案書、対話内容等の取り扱いについて

ご提案の内容、対話の内容は、事業手法の決定や事業実施の際の条件設定の参考とさせていただきます。また、今回のご提案、対話を基に、松戸市都市公園整備活用推進委員会において新たな管理運営体制の検討を行います。そのため、同委員会の資料としてご提案内容や対話内容を使用する可能性もありますが、その場合も事業者・グループの名称やノウハウ等に関する内容は非公開といたします。

なお、ご提出いただいたエントリーシート、提案書等は返却いたしません。

(4)提案に対する優遇措置、制限等について

事業者の皆様が提案を提出するメリットとして、提案内容が事業者公募の際の募集条件等に採用されることで、提案事業者は公募時に有利に検討できる可能性があります。そのため、今回ご提案いただいても、事業者公募時の審査における評価の対象とはなりません。

また、事業者公募時において、事業を実施する義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約（例えば、今回の提案内容と異なる事業内容や別の体制での提案を制限することなど）等が生じることは一切ありません。

(5)参加除外条件

ご提案いただいた事業者・グループが下記のいずれかに該当すると認められた場合は、対話の相手方として認められませんので、あらかじめご了承ください。

- ①会社更生法の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合。
- ②民事再生法の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合。
- ③松戸市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を募集期間から対話実施の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合。

8 今後の予定



今回のご提案、対話を基に、松戸市都市公園整備活用推進委員会において新たな管理運営体制の導入に向けた公募要項の検討を行います。そのため、今回の調査でのご提案、対話の内容は、同委員会での審議の参考とさせていただきます。

【現時点で想定している今後のスケジュール】

令和3年10月	サウンディング調査結果概要公表
令和4年5月	新たな管理・運営事業者の募集開始
令和4年夏頃	新たな管理・運営事業者決定
令和4年下半年	新たな管理・運営事業者による管理・運営開始のための準備期間
令和5年4月から	新たな管理・運営事業者による管理・運営開始

9 問い合わせ先

今回の調査に関して、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

松戸市 街づくり部 公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所 運営班
〒270-2252 千葉県松戸市千駄堀 269 番地
TEL:047-345-8900 FAX:047-348-4522
E-mail : mckouen21@city.matsudo.chiba.jp
受付日時：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

諮問書(写)

松戸市都市公園整備活用推進委員会
委 員 長 田代 順孝 様

松戸市長 本郷谷 健 次

諮 問 書

松戸市都市公園整備活用推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱の策定に関すること

2 諮問の趣旨

都市公園内に設置する町会集会所や児童館について、これまでも公園施設として設置可能でしたが、地方公共団体へ改めて周知するため、公園施設として設置可能であることを明確化する通知が国土交通省より発出されました。また、都市公園内への社会福祉施設の占用について、これまでは国家戦略特区による特例として認められた場合に限り占用可能でしたが、平成29年の都市公園法改正に伴い、全国措置化されました。

以上の制度改正等を受けて、本市の都市公園においても公園施設としての利用者のニーズや、社会福祉施設の増設に関するニーズを鑑み、今後設置、占用を許可する可能性があります。許可の可否を判断する際には公平、明確に判断することが求められます。判断するにあたっては、その根拠となる基準をあらかじめ設けておく必要がありますが、個別の都市公園ごとに面積や施設の状況が異なり、全市的に一律の基準を設けることは適切ではありません。そのため、公園の面積基準や施設の設置基準等を要綱として定め、個別の施設計画に応じて許可の可否を判断することといたしました。

公平、中立な立場からその妥当性についてご検討、ご助言をいただきたく、貴委員会に新たに諮問するものです。

3 答申を希望する時期

令和3年6月を目途に答申をお願いいたします。

追加の諮問事項について

追加の諮問事項について

○追加諮問内容

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱の策定に関すること

○追加諮問の経緯・趣旨

都市公園内に設置する町会集会所や児童館について、これまでも公園施設として設置可能でしたが、地方公共団体へ改めて周知するため、公園施設として設置可能であることを明確化する通知が国土交通省より発出されました。また、都市公園内への社会福祉施設の占用について、これまでは国家戦略特区による特例として認められた場合に限り占用可能でしたが、平成29年の都市公園法改正に伴い、全国措置化されました。

以上の制度改正等を受けて、本市の都市公園においても 公園施設としての利用者のニーズや、社会福祉施設の増設に関するニーズを鑑み、今後設置、占用を進めていく可能性がありますが、その可否を判断する際には公平、明確に判断することが求められます。判断するにあたっては、その根拠となる基準をあらかじめ設けておく必要がありますが、個別の都市公園ごとに面積や施設の状況が異なり、全市的に一律の基準を設けることは適切ではありません。そのため、公園の面積基準や施設の設置基準等を要綱として定め、個別の施設計画に応じて許可の可否を判断することといたしました。

国土交通省公園緑地・景観課監修の「都市公園法解説(改訂新版)」によれば、「公園審議会の意見を聴くとか広く識者の見解を聞くというような方法によって、公園管理者の判断の公正を期することが適当であろう。」とされていることから、松戸市都市公園整備活用推進委員会において、公平、中立な立場からその妥当性についてご検討、ご助言をいただきたく新たに諮問するものです。

○対象とする施設（詳細は別紙のとおり）

公園施設となるもの

- ・地縁団体の会館施設(町会・自治会が所有、管理し、地域住民の集会等に使用するための施設)
- ・児童館

都市公園内を占用するもの

- ・保育所、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設

○審議と答申の方向性

ワーキンググループを中心にご審議いただき、以下の内容を含む答申を頂きたいと考えています。なお、現在の要綱案には以下の内容を含んでいます。

- ・その他の公園利用の支障とならない範囲で対象施設を設置(占用)させることが可能な面積を有する公園を対象とすること（対象公園の面積基準）
- ・現在の利用状況、施設の状況等を踏まえて施設を設置(占用)させることが適当でないと考えられる都市公園を対象外とすること（総合公園、特殊公園等を除外）

- ・申請者に対して、当該施設が都市公園以外に設置できない理由を明確にさせること。(都市公園内に設置する妥当性の審査)
- ・町会会館や児童館は公園施設となるため、都市公園の効用を全うする運用をすることや排他独占的な利用をしないよう明確にさせること。(施設運営計画の審査)
- ・都市公園の機能向上や地域への波及効果などの付加価値をもった施設運営に努めさせること(施設運営計画の審査)

○今後のスケジュール

令和3年度において、市内の2公園で地縁団体の会館施設を公園施設として設置することが計画されております。下半期の建築工事着手に向けて8月を目途に要綱を制定したいと考えていることから、令和3年6月を目途に答申をお願いいたします。

令和3年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
3/29(金) 第12回委員会にて 諮問	ワーキング グループにて検 討	ワーキング グループにて検 討	第13回委 員会にて 答申	庁内調整	要綱制定	公園施設 設置許可

要綱の対象とする施設

○公園施設として設置できる児童館、町会集会所

- ・町会集会所：地縁団体の会館施設(町会・自治会が所有、管理し、地域住民の集会等に使用するための施設)
- ・児童館：児童福祉法第40条に規定する児童館

○都市公園内を占用できる社会福祉施設等

※都市公園法改正資料より抜粋

対象となる施設

○児童福祉法関係

- ・保育所
- ・障害児通所支援事業（放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・小規模保育事業の用に供する施設

○身体障害者福祉法関係

- ・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設
- ・身体障害者福祉センター

○老人福祉法関係

- ・老人デイサービスセンター
- ・老人福祉センター

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

- ・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設
- ・地域活動支援センター

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係

- ・幼保連携型認定こども園

都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等

地縁団体の会館施設の都市公園内への設置に関する基準（案）

1 趣旨

都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園管理者以外の者が公園施設を設置又は管理する場合の許可（以下「設置等許可」という。）により、都市公園内に設置する町会集会所の取扱いについて、その許可基準等を規定する。

2 定義

この要綱における用語の定義は以下のとおり。

- (1) 町会集会所：地域住民の福利の向上を目的として市民により自主的に組織された団体である町会・自治会（以下「町会等」という）が所有、管理し、地域住民の集会等に使用するための施設。
- (2) 公園内集会所：都市公園法施行令第5条第8項に規定する集会所。

3 町会集会所機能を有する公園内集会所に係る設置等許可

この要綱に定める基準等に適合する場合に限り、設置を許可する。

4 対象となる公園の基準

以下の要件の全てを満たす公園を対象とする。

- (1) 面積5,000㎡を超える街区公園若しくは近隣公園であること。ただし、公園内で高低差がある場合や植栽が多く面積を占めている場合等の各公園個別の状況により、設置を許可することが適当でないと判断した公園は対象外とする。
なお、5,000㎡という面積基準は、松戸市市民自治課による松戸市町会・自治会会議室等使用料補助金の面積要件を基に定めている。
- (2) 松戸市が土地の所有権を有していること。
- (3) 既に公園内に同様の施設がある場合は、機能が重複するため対象外とする。
- (4) 公園内集会所を設置することで、当該都市公園の整備・改修計画の支障となる場合は対象外とする。
- (5) 公園内集会所が設置された後も公園の広場機能が確保され、利用上・管理上の支障がないと認められるものであること。
- (6) このほか必要な要件。

5 申請者に関する条件等

以下の要件を全て満たす場合に申請できることとする。

- (1) 申請者が町会等であること。
- (2) 法人格を有する、又は近く有する予定であること。
- (3) 周辺に適当な候補地がなく、公園の他に集会所建設用地が確保できないこと。
- (4) 申請者が自ら公園内集会所を設置及び管理運営すること。
- (5) 公園利用者全般が利用できる運営を行うこと。
- (6) 公園に隣接する土地の所有者及び居住者の承認を得ていること。
- (7) 公園周辺の自治会等の承諾を得ていること。対象となる自治会等の範囲は以下のとおり。
 - ア 街区公園は半径250メートルの範囲内。
 - イ 近隣公園は半径500メートルの範囲内。
- (8) 設置、管理運営、修繕等に係る費用を設置者が全額負担でき、資金計画が明らかになっていること。
- (9) このほか必要な要件。

6 規模、その他の基準

以下のすべての規模、基準等を満たす場合に許可できることとする。

- (1) 特定団体の専用施設と誤解されない名称とすること。
- (2) 公園内集会所の管理区域が明確にわかるよう杭や囲い等を設置すること。また、外部への掲示等により管理者名、連絡先等を明示すること。
- (3) 設置位置は、その他の公園利用を妨げない位置とすること。
- (4) 建物の所有権に係る登記名義人は設置許可等の申請者とすること。
- (5) 松戸市都市公園条例の規定に基づき、公園内集会所の建築面積と当該公園内の他の施設建築面積との合計が、当該公園の敷地面積の100分の2を超えないこと。
- (6) 建物の階数は2階建てまでとし、地階を有しないこと。
- (7) 外観が当該都市公園及び周辺の風致、美観等を妨げないこと。
- (8) 公園の広場側に向けて、主たる入り口が設置されていること。
- (9) 専用の駐車場を当該都市公園内に設けないこと。
- (10) 建築基準法、消防法等、関係法令に適合していること。
- (11) 消火器、非常警報設備が設置されていること。
- (12) 防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出がされていること。
- (13) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した設計であること。
- (14) 申請者が同公園内に設置した既存の倉庫等との集約を行っていること。

(15) このほか必要な要件。

7 基準適合の確認

松戸市都市公園条例施行規則に定める公園施設設置許可申請書により申請することとする。

7-2 公園施設設置許可申請書には、運営計画書、図面の他、公園緑地課が指示する書類を添付することとする。

7-3 基準等に適合すると認めるときは、松戸市都市公園条例施行規則に定める公園施設設置許可書により許可する。

8 集会所の設置工事

公園内集会所を設置・管理運営する者（以下「集会所設置者」という。）は工事实施にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に伴い既存の公園施設を変更する必要があるときは、集会所設置者の負担により施工すること。
- (2) 設置に伴う電気、ガス、水道及び排水設備の工事等の施工については、集会所設置者の負担において各企業者に申請し、施工方法、費用負担等は各企業者の指示に従うこと。
- (3) 工事中は、適切な安全対策を講じ、公園利用者の安全を確保すること。
- (4) 工事中に事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 工事の完了後は速やかに公園緑地課に報告し、その確認等を受けること。
- (6) このほか必要な事項

9 公園内集会所の管理運営

集会所設置者は、公園内集会所の管理運営に関する計画を定め市長に提出し、当該計画に基づき公園内集会所を管理運営しなければならない。なお、当該計画には、都市公園の機能の増進に資する提案を取り入れること。

9-2 集会所設置者は、公園内集会所の管理運営の状況について、毎年度の末日までに公園緑地課に以下の書類を提出することとする。

- (1) 翌年度の利用計画書
- (2) 当該年度の利用実績報告書
- (3) 集会所貸出記録簿
- (4) 緊急時連絡系統図（変更があった場合のみ。）
- (5) 収支報告書

9-3 集会所設置者は、前2項に定めるもののほか、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 公園の利用者全般が利用可能な施設とし、公園内集会所の管理運営に関する計画に沿って都

市公園の機能の増進に資するよう管理運営すること。ただし、町会集会所として利用するための優先利用枠を設定することができるものとする。

- (2) 集会所設置者は、施設の維持管理に使用するため、市民センター使用料に準じて使用料を設定し、徴収することができる。ただし、市民センター使用料とかけ離れた料金を設定しないこと。
- (3) 利用規約等、管理に関する事項を定め、公園内集会所の外部に掲示する等により周知すること。
- (4) 集会所設置者は、当該都市公園の美化に寄与するため、園内の除草、清掃、遊具の点検等、市の管理に協力すること。また、既に地域住民による管理作業が行われている公園の場合については、管理作業団体と連携をとり公園の美化に努めること。
- (5) 営利、宗教の布教・勧誘、その他設置目的にそぐわない使用をしないこと。
- (6) 住居として使用しないこと。
- (7) 公園内集会所の建物を担保に供しないこと。
- (8) 公園内集会所及び都市公園の利用者、近隣住民等との間に苦情、紛争等を生じた際は、集会所設置者の責任において処理すること。
- (9) 公園内集会所の管理運営において事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (10) 都市公園法、松戸市都市公園条例等、関係法令を遵守すること。
- (11) その他運営に関する事項は、公園緑地課と協議のうえ定めること。

10 集会所の撤去

当該集会所を撤去する場合は、集会所設置者が費用を全て負担し、設置前の状態に復旧することとする。

11 処分

許可条件等に違反した場合は、都市公園法及び松戸市都市公園条例に基づく処分の対象となるものとする。

12 雑則

このほか必要な事項は別途定める。

児童館の公園内への設置に関する基準（案）

1 趣旨

都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園管理者以外の者が公園施設を設置又は管理する場合の許可（以下「設置等許可」という。）により、都市公園内に設置する児童館の取扱いについて、その許可基準等を規定する。

2 定義

この要綱における用語の定義は以下のとおり。

- (1) 児童館：児童福祉法第40条に規定する児童館
- (2) 公園内集会所：都市公園法施行令第5条第8項に規定する集会所

3 児童館機能を有する公園内集会所に係る設置等許可

この要綱に定める基準等に適合する場合に限り、設置を許可する。

4 対象となる公園の基準

以下の要件を全て満たす公園を対象公園とする。

- (1) 特殊公園(戸定が丘歴史公園、東松戸ゆいの花公園、大谷口歴史公園)及び総合公園(21世紀の森と広場)以外で、面積9,500㎡を超えていること。ただし、公園内で高低差がある場合や植栽が多くの面積を占めている場合等の各公園個別の状況により、設置を許可することが適当でないと判断した公園は対象外とする。

なお、9,500㎡という面積基準は、厚生労働省が定める児童館の設置基準を基に定めている。

- (2) 松戸市が土地の所有権を有していること。国有地や民有地を借用して設置している公園は対象外とする
- (3) 既に公園内に同様の施設がある場合は、機能が重複するため対象外とする。
- (4) 公園内集会所を設置することで、当該都市公園の整備・改修計画の支障となる場合は対象外とする。
- (5) 公園内集会所が設置された後も公園の広場機能が確保され、利用上・管理上の支障がないと認められるものであること。
- (6) このほか必要な要件。

5 申請者に関する条件等

以下の要件を全て満たす場合に申請できることとする。

- (1) 申請者が自ら公園内集会所を設置、管理運営すること。
- (2) 周辺に適当な候補地がなく、公園の他に集会所建設用地が確保できないこと。
- (3) 公園利用者全般が利用できる運営を行うこと。
- (4) 公園に隣接する土地の所有者及び居住者の承認を得ていること。
- (5) 公園周辺の自治会等の承諾を得ていること。対象となる自治会等の範囲は以下のとおり。
 - ア 街区公園は半径250メートルの範囲内。
 - イ 近隣公園は半径500メートルの範囲内。
 - ウ 地区公園及び運動公園は半径1キロメートルの範囲内。
- (6) 設置、管理運営、修繕等に係る費用を設置者が全額負担でき、資金計画が明らかになっていること。
- (7) このほか必要な要件。

6 規模、その他の基準

以下の全ての規模、基準等を満たす場合に許可できることとする。

- (1) 特定団体の専用施設と誤解されない名称とすること。
- (2) 公園内集会所の管理区域が明確にわかるよう杭や囲い等を設置すること。また、外部への掲示等により管理者名、連絡先等を明示すること。
- (3) 設置位置は、その他の公園利用を妨げない位置とすること。
- (4) 建物の所有権に係る登記名義人は設置許可等の申請者とすること。
- (5) 松戸市都市公園条例の規定に基づき、公園内集会所の建築面積と当該公園内の他の施設建築面積との合計が、当該公園の敷地面積の100分の2を超えないこと。
- (6) 建物の階数は2階建てまでとし、地階を有しないこと。
- (7) 外観が当該都市公園及び周辺の風致、美観等を妨げないこと。
- (8) 公園の広場側に向けて、主たる入り口が設置されていること。
- (9) 専用の駐車場を当該都市公園内に設けないこと。
- (10) 建築基準法、消防法等、関係法令に適合していること。
- (11) 消火器、非常警報設備が設置されていること。
- (12) 防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出がされていること。
- (13) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した設計であること。
- (14) このほか必要な要件。

7 基準適合の確認

松戸市都市公園条例施行規則に定める公園施設設置許可申請書により申請することとする。

7-2 公園施設設置許可申請書には、運営計画書、図面の他、公園緑地課が指示する書類を添付することとする。

7-3 基準等に適合すると認めるときは、松戸市都市公園条例施行規則に定める公園施設設置許可書により許可することとする。

8 集会所の設置工事

公園内集会所を設置・管理運営する者（以下「集会所設置者」という。）は工事实施にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に伴い既存の公園施設を変更する必要があるときは、施設設置者の負担により施工すること。
- (2) 設置に伴う電気、ガス、水道及び排水設備の工事等の施工については、施設設置者の負担において各企業者に申請し、施工方法、費用負担等は各企業者の指示に従うこと。
- (3) 工事中は適切な安全対策を講じ、公園利用者の安全を確保すること。
- (4) 工事中に事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 工事の完了後は速やかに公園緑地課に報告し、その確認等を受けること。
- (6) このほか必要な事項

9 公園内集会所の管理運営

集会所設置者は、公園内集会所の管理運営に関する計画を公園緑地課に提出し、当該計画に基づき公園内集会所を管理運営することとする。なお、当該計画には、都市公園の機能の増進に資する提案を取り入れることとする。

9-2 集会所設置者は、公園内集会所の管理運営の状況について、毎年度末日までに公園緑地課に以下の書類を提出することとする。

- (1) 翌年度の利用計画書
- (2) 当該年度の利用実績報告書
- (3) 集会所貸出記録簿
- (4) 緊急時連絡系統図（変更があった場合のみ。）
- (5) 収支報告書

9-3 集会所設置者は、前2項に定めるもののほか、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 公園の利用者全般が利用可能な施設とし、公園内集会所の管理運営に関する計画に沿って都市公園の機能の増進に資するよう管理運営すること。ただし児童館として利用するための優先

利用枠を設定することができる。

- (2) 集会所設置者は、施設の維持管理に使用するため、市民センター使用料に準じて使用料を設定し、徴収することができる。ただし、市民センター使用料とかけ離れた料金を設定しないこと。
- (3) 利用規約等、管理に関する事項を定め、公園内集会所の外部に掲示する等により周知すること。
- (4) 集会所設置者は、当該都市公園の美化に寄与するため、園内の除草、清掃、遊具の点検等、市の管理に協力すること。また、既に地域住民による管理作業が行われている公園の場合については、管理作業団体と連携をとり公園の美化に努めること。
- (5) 営利、宗教の布教・勧誘、その他設置目的にそぐわない使用をしないこと。
- (6) 住居として使用しないこと。
- (7) 公園内集会所の建物を担保に供しないこと。
- (8) 公園内集会所及び都市公園の利用者、近隣住民等との間に苦情、紛争等を生じた際は、集会所設置者の責任において処理すること。
- (9) 公園内集会所の管理運営において事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (10) 都市公園法、松戸市都市公園条例等、関係法令を遵守すること。
- (11) その他運営に関する事項は、公園緑地課と協議のうえ定めること。

10 集会所の撤去

当該集会所を撤去する場合は、集会所設置者が費用を全て負担し、設置前の状態に復旧することとする。

11 処分

許可条件等に違反した場合は、都市公園法及び松戸市都市公園条例に基づく処分の対象となるものとする。

12 雑則

このほか必要な事項は別途定める。

社会福祉施設の都市公園内への占用に関する基準（案）

1 趣旨

都市公園法第7条第2項の規定に基づく占用許可により、都市公園内に設置する保育所その他の社会福祉施設（以下、「社会福祉施設」という。）の取り扱いについて、その許可条件等を規定する。

2 定義

この要綱における社会福祉施設とは、都市公園法施行令第12条第3項各号に定める各施設をいう。

3 都市公園内への社会福祉施設の占用許可

この要綱に定める基準等に適合する場合に限り、占用を許可する。

4 対象となる公園の基準

都市公園内への社会福祉施設の占用許可の対象となる公園の基準は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 特殊公園(戸定が丘歴史公園、東松戸ゆいの花公園、大谷口歴史公園)及び総合公園(21世紀の森と広場)以外で、面積2,000㎡を超えていること。ただし、公園内で高低差がある場合や植栽が多く、面積を占めている場合等の各公園個別の状況により、設置を許可することが適当でないと判断した公園は対象外とする。

なお、2,000㎡という面積基準は、社会福祉施設の中で最も必要面積が小さいと考えられる小規模保育事業所を松戸市保育課が公募する際に設定している面積要件を基に定めている。

(2) 松戸市が土地の所有権を有していること。国有地や民有地を借用して設置している公園は対象外とする

(3) 既に公園内に同様の施設がある場合は、機能が重複するため対象外とする。

(4) 社会福祉施設が占用することで、当該都市公園の整備・改修計画の支障となる場合は対象外とする。

(5) 社会福祉施設が占用した場合も公園の広場機能が確保され、利用上・管理上の支障がないと認められるものであること。

(6) このほか必要な要件。

5 申請者に関する条件等

以下の要件を全て満たす場合に申請できることとする。

- (1) 申請者が自ら社会福祉施設を設置、管理運営すること。
- (2) 周辺に適当な候補地がなく、公園の他に社会福祉施設建設用地が確保できないこと。
- (3) 公園に隣接する土地の地所有者及び居住者の承認を得ていること。
- (4) 公園周辺の自治会等の承諾を得ていること。対象となる自治会等の範囲は以下のとおり。
 - ア 街区公園は半径250メートルの範囲内。
 - イ 近隣公園は半径500メートルの範囲内。
 - ウ 地区公園及び運動公園は半径1キロメートルの範囲内。
- (8) 設置、管理運営、修繕等に係る費用を設置者が全額負担でき、資金計画が明らかになっていること。
- (9) このほか必要な要件。

6 規模、その他の基準

以下の全ての規模、基準等を満たす場合に許可できることとする。

- (1) 社会福祉施設の占用区域が明確にわかるよう杭や囲い等を設置すること。また、外部への掲示等により管理者名、連絡先等を明示すること。
- (2) 設置位置は、その他の公園利用を妨げない位置とすること。
- (3) 建物の所有権に係る登記名義人は占用許可の申請者とする。
- (4) 建物の階数は2階建てまでとし、地階を有しないものであること。
- (5) 都市公園及び周辺の風致、美観等を妨げないものであること。
- (6) 公園の広場側に向けて、主たる入り口が設置されていること。
- (7) 専用の駐車場を当該都市公園内に設けないこと。
- (8) 建築基準法、消防法等、関係法令に適合していること。
- (9) 消火器、非常警報設備が設置されていること。
- (10) 防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出がされていること。
- (11) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した設計であること。
- (12) このほか必要な要件。

7 基準適合の確認

松戸市都市公園条例施行規則に定める公園内占用許可申請書により申請することとする。

- 7-2 公園内占用許可申請書には、運営計画書、図面その他公園緑地課が指示する書類を添付することとする。

7-3 基準等に適合すると認めるときは、松戸市都市公園条例施行規則に定める公園内占用許可書により許可する。

8 社会福祉施設の設置工事

社会福祉施設を設置・管理運営する者（以下「社会福祉施設設置者」という。）は、工事実施にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に伴い既存の公園施設を変更する必要があるときは、社会福祉施設設置者の負担において施工すること。
- (2) 設置に伴う電気、ガス、水道及び排水設備の工事等の施工については、社会福祉施設設置者の負担において各企業者に申請し、施工方法、費用負担等は各企業者の指示に従うこと。
- (3) 工事中は、適切な安全対策を講じ、公園利用者の安全を確保すること。
- (4) 工事中に事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 工事の完了後は速やかに公園緑地課に報告し、その確認等を受けること。
- (6) このほか必要な事項

9 社会福祉施設の管理運営

社会福祉施設設置者は、社会福祉施設の管理運営に関する計画を公園緑地課に提出し、当該計画に基づき社会福祉施設を管理運営することとする。なお、当該計画には、都市公園の機能の増進に資する提案を取り入れることとする。

9-2 社会福祉施設設置者は、社会福祉施設の管理運営の状況について、毎年度の末日までに公園緑地課に以下の書類を提出することとする。

- (1) 翌年度の利用計画書
- (2) 当該年度の利用実績報告書
- (3) 社会福祉施設貸出記録簿
- (4) 緊急時連絡系統図（変更があった場合のみ。）

9-3 社会福祉施設設置者は、前2項に定めるもののほか、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 社会福祉施設の管理運営に関する計画に沿って都市公園の機能の増進に資するよう管理運営すること。
- (2) 社会福祉施設設置者は、当該都市公園の美化に寄与するため、園内の除草、清掃、遊具の点検等、市の管理に協力すること。また、既に地域住民による管理作業が行われている公園の場合については、管理作業団体と連携をとり公園の美化に努めること。
- (3) 営利、宗教の布教・勧誘、その他設置目的にそぐわない使用をしないこと。
- (4) 住居として使用しないこと。

- (5) 社会福祉施設及び都市公園の利用者、近隣住民等との間に苦情、紛争等を生じた際は、社会福祉施設設置者の責任において処理すること。
- (6) 社会福祉施設の管理運営において事故が発生したときは、直ちに公園緑地課に報告し、その指示に従うこと。
- (10) 都市公園法、松戸市都市公園条例等、関係法令を遵守すること。
- (11) その他運営に関する事項は、公園緑地課と協議のうえ定めること。

10 社会福祉施設の撤去

当該社会福祉施設を撤去する場合は、社会福祉施設設置者が費用を全て負担し、設置前の状態に復旧すること。

11 処分

許可条件に違反した場合は、都市公園法及び松戸市都市公園条例に基づく処分の対象となるものとする。

12 雑則

このほか必要な事項は別途定める。